



株式会社ダイキユウ



ニュースレター

第9号

発行日 平成13年5月

ホームページ <http://e-daikyu.com>

家賃の滞納相談が増加

日本賃貸住宅管理協会の調査によりますと（2000年11月）「賃貸住宅なんでもホットライン」に寄せられた相談事例の集計結果として、1位「原状回復」が23.2%、2位「家賃滞納」が14.1%、3位「入居中の修繕」となっており、1位は入居者からの相談がほとんどで、2位の「家賃滞納」は家主側からの相談が多く、昨年の8.0%からすると6.1ポイントのアップになっています。

内容的には、滞納に困っている家主さんのほとんどが自主管理で、長期間の滞納事例が多いとの事です。

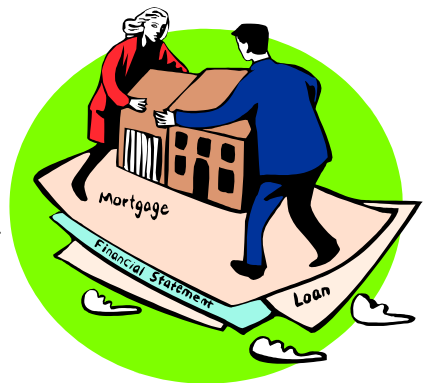
Q&A 家賃滞納

Q：家賃を滞納したまま蒸発した賃借人の荷物や家具類は、処分できますか？

A：正式な手続きとしては、裁判所に訴訟を提起して、滞納家賃の支払いを命ずる判決を得て、家財等を差押え・競売して、滞納家賃に充当する方法があります。家主が勝手に家財等を売却してその代金を滞納家賃に充当した場合は、あとで賃借人から損害賠償を請求される恐れがあります。

先月の、当豊中コンサルティング事務所での相談会の内3件が、家賃の滞納の処理のご相談でした。時節柄増えていく傾向が強まると思われます。1ヶ月を超えると、借主も払う事がしんどくなってきますので、早目の処置が望まれます。駐車場家賃も金額が小さいといって放ってはいけません。お気軽にご相談下さい。

又、5月は固定資産税の課税明細書が届く時期でもあり、賃料の値上げ交渉や、長期間交渉していない契約書の更新に良い時期です。併せて、ご相談下さい。



株式会社 **ダイキユウ** 豊中コンサルティング事務所

豊中市北桜塚1-5-29 桜塚ビル2階

TEL 06-6842-0400 FAX 06-6842-0402 URL <http://e-daikyu.com>

メールアドレス daikyu.t@crocus.ocn.ne.jp 担当：今井、中井、大西